

報告第3号

下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度山陽小野田市下水道事業会計建設改良費予算を繰り越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和7年度山陽小野田市下水道事業会計予算繰越計算書

(地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額	説明		
						国庫補助金	県補助金	企業債	その他					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道建設事業	743,659,000	352,808,064	388,179,100	110,717,000	0	277,400,000	62,100	2,671,836	0	地元や関係部署との調整等に不測の日数を要したことによるもの

令和7年度中に支払義務が発生しなかった建設改良費中の上記事業費のうち、3億8,817万9,100円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、次年度に繰り越して使用することとし、同条第3項の規定により議会に報告するもの。